



報 道 発 表

令和 7 年 5 月 2 3 日
財 務 省 東 海 財 務 局

第 120 回国有財産東海地方審議会の 開催結果について

本日、「国有財産東海地方審議会」において、東海財務局長から諮問した下記事項について、諮問どおりとする旨の答申がなされました。

【諮問事項】

静岡県静岡市葵区安東に所在する留保財産を医療法人社団マイルストーンに対し、介護等施設敷地として、一般定期借地権を活用し貸付することについて

所在地	区分	数量	相手方
静岡県静岡市 葵区安東三丁目 6 番	土地	745.56 m ²	医療法人社団 マイルストーン
利用計画	処理区分		用途指定期間
介護等施設敷地	時価貸付 (50 年) (一般定期借地)		貸付期間中

(参考)

留保財産とは、国が所有権を留保し、将来世代に残しておくべき、有用性が高く希少な国有地のことをいいます。このような国有地は、国が所有権を留保し、売却せずに定期借地権による貸付を行うことで、有効活用（最適利用）を図ることとしています。

【本件にかかる照会先】

東海財務局 管財部 審理課 三輪
TEL 052-951-2796